

株 式 取 扱 規 程

株式会社ジヤックス

第1章 総 則

(目的)

- 第 1 条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款に基づきこの規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
2. 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。
- | | |
|---------|--|
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同事務取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |

(請求又は届出)

- 第 3 条 この規定による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第16条に定める場合は、この限りでない。
2. 前項の請求又は届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(書面交付請求及び異議申述)

第 4 条 会社法325条の5第1項の規定により株主総会参考資料の電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求するとき及び同条第5項の規定により異議を述べるときは、書面により行うものとする。

ただし、書面の交付の請求を証券会社等及び機構を通じて行うときは証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(株主名簿への記載又は記録)

第 5 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下、「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字、記号により記録するものとする。

(新株予約原簿への記載又は記録等)

第 6 条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 7 条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。ただし、第4条第2項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第 8 条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第2項に定める場合はこの限りでない。

(共有株主の代表者)

第 9 条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 10 条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第2項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 11 条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券

会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。ただし、第4条第2項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第 12 条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第2項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第 13 条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については、第6条から前条までの規定を準用する。ただし、第5条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

(機構経由の確認方法)

第 14 条 当社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第4章 株 主 確 認

(株主確認)

第 15 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下、「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下、「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第5章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第 16 条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 17 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第 18 条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第 19 条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

3. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 20 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 21 条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 22 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 23 条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 24 条 当会社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3 月 31 日

(2) 9 月 30 日

(3) その他機構が定める株主確定日

2. 前項のほか、当会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増価格の決定)

第 25 条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 26 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 27 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第 28 条 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 株主等が証券会社又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

(規程の改廃)

第 29 条 本規程の改廃は、取締役会の決議を経てこれを行う。ただし、法令又は組織変更等の形式的変更については、総務部長の承認を受けて施行するものとする。

付 則

この規程は、昭和 57 年 10 月 1 日より実施する。

改定 昭和61年 8 月18日

改定 平成元年 5 月15日

改定 平成 4 年 6 月26日

改定 平成10年 4 月17日

改定 平成11年10月27日

改定 平成12年 5 月22日

改定 平成13年 6 月28日(ただし、平成13年10月 1 日から実施する。)

改定 平成13年 9 月20日(ただし、平成13年10月 1 日から実施する。)

改定 平成14年 5 月17日(ただし、第 1 条の変更の規定は、平成14年 6 月17日から効力を発生する。また、第 1 条及び第25条における定款の条数については、平成14年 6 月27日から効力を発する変更後の定款の条数を記載。)

改定 平成15年 3 月19日(ただし、本規程の改正は第 2 条を除き、平成15年 4 月 1 日から実施する。また、第 2 条の改正は平成15年 5 月 6 日から効力を発生する。)

改定 平成16年 6 月29日(ただし、第 9 章の単元未満株式の買増しは平成16年 6 月30日から実施する。)

改定 平成17年 9 月16日(ただし、平成17年10月 1 日から実施する。)

改定 平成18年 5 月17日(ただし、平成18年 6 月29日から実施する。)

改定 平成20年10月31日(ただし、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)の施行日から実施する。)

改定 令和 4 年 6 月29日(ただし、第 4 条の改正は令和 4 年 9 月 1 日から実施する。)

